

【預かり保育について】

本園では保育時間終了後、就労等によりご家庭での子育てが困難な方を対象に預かり保育を実施しています。

■ 利用対象

本園に在籍しており、正規保育終了後においても園での保育を必要とする園児。

※園児が病気や怪我をしている場合は対象外となります。

■ 実施日時

月曜日から金曜日の保育を行っている日。

実施時間 14:00～16:30

※ただし、学期の始めと終わり、または行事・教員研修等がある日は実施いたしません。

■ 利用方法

申 込	当日の朝に預かりカードを提出	
預かり保育料	1回 700円 × 利用回数	※1ヶ月の利用回数が5回以上の場合 1ヶ月上限額 3,000円
納付方法	ゆうちょ銀行登録口座より毎月指定日に引落	

■ その他

預かり保育利用者の大幅な増加によっては、園児の安全面を考慮しお預かりする人数を制限する場合があります。予めご了承ください。

文京区各種補助金制度のご案内について

各自治体により補助額の定めがあります。文京区以外に在住の方は、各自治体にお問合せ下さい。

【基本利用料に対する補助金】

■ 施設利用費（国の補助）・保護者負担軽減補助金（文京区補助）

➔ 年額保育料等学納金 + 入園料 = 補助金上限額（月額27,500～34,160円程度補助（注1））

■ 区追加補助金

入園時1度のみ 上限30,000円

上記補助対象経費は本園に納付する、「保育料・教材費・施設維持費・入園料」となります。ただし、入園料は入園初年度に限ります。

（注1）世帯所得により補助金額が決定されます。

【預かり保育料に対する補助】（※対象者のみ：「保育の必要性」の2号認定を受けた方（注2））

月額補助額：450円 × 利用回数 ～ 3,000円（1ヶ月本園上限利用料）

（注2）2号認定とは、両親ともに就労・介護等・産前産後の休養等・他に教育委員会が特に預かり保育の必要性を認めた場合に決定致します。基本利用料とは別に上記の認定申請が必要となります。